

備えて安心！ 今からできる老いじたく

高齢者が抱える不安や判断力の低下につけこんだ悪質商法被害があとを絶ちません。
第一部では、自分の大切な財産を守るため、詐欺の手口やその対処法について漫才を通して分かりやすくお伝えします。

第二部では、成年後見制度や遺言など、今から備えておくことができる老いじたくについて、弁護士が分かりやすくお話しします。

手話通訳付

◆日時 令和2年2月7日(金)

午後1時30分～3時30分 (開場時間は、午後1時です)

◆会場 大田区立消費者生活センター 2階 大集会室
(大田区蒲田5-13-26)

◆定員 100名(当日先着順)

◆参加費 無料。当日会場へお越しください。(予約不要)

《第一部》 午後1時30分～2時00分



漫才「見破れますか？ 詐欺の手口のあれやこれ」

消費者啓発ボランティアグループ

《第二部》 午後2時00分～3時30分

講演「備えて安心！

今からできる老いじたく」

講師 第二東京弁護士会 所属弁護士



👤 お問い合わせ

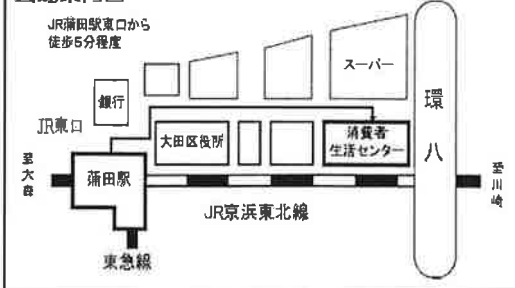
◇社会福祉法人大田区社会福祉協議会
おおた成年後見センター

☎ 03-3736-2022

◇大田区立消費者生活センター

☎ 03-3736-7711

会場案内図



JR/東急蒲田駅東口徒歩5分

消費者生活センターでは、消費生活に関するご相談をお受けしています

たとえば、こんなことがあったとき・・・

- ※「無料で点検します」と言って訪問してきた人に点検を依頼したら、高額なリフォームの契約を勧められ、断り切れずに契約をしてしまった。
- ※やさしそうな販売員がたびたび訪れて親切にしてくれるので、「健康にいい」と勧められた布団を買う契約をした。それ以来販売員が訪問するたびに、「もっと良い布団がある」と勧められるので、次々に契約してしまった。

契約するつもりのない契約をしてしまったり、納得のいかない契約をしてしまったときなど、消費生活上の不安や心配を感じたら、すぐに消費者生活センターに相談してください。

消費生活相談員が、トラブルなどの解決に向けた助言や情報提供を行っています。

◎相談受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分

◎相談専用電話 03-3736-0123

※土日・祝日は消費者ホットライン「188」（局番なし）

┌ 土 曜：午前9時から午後5時まで
└ 日曜・祝日：午前10時から午後4時まで

◎所 在 地 大田区蒲田 5-13-26-101

大田区社会福祉協議会おおた成年後見センターでは、 成年後見制度の利用支援や福祉法律相談などを行っています

成年後見制度のしくみや申立の手続きのご案内、講演会や研修会を開催しています。
また、弁護士や公証人、司法書士による無料法律相談（予約制）も行っています。

◆日常生活上の法律に関する相談（午前10時から正午）

	相 談 内 容	相談時間	相 談 員
毎 週 火 曜 日 (第五火曜日は除く)	日常生活上の法律問題全般	40 分間	弁 護 士

◆公正証書であんしん生活相談（午前10時から正午）

	相 談 内 容	相談時間	相 談 員
第 3 木 曜 日	公正証書による委任契約、遺言、尊厳死宣言、離婚給付等	30 分間	公 証 人

◆成年後見に関する専門相談（無料・予約制 午前10時から正午）

	相 談 内 容	相談時間	相 談 員
第1・2・4木曜日	成年後見制度に関するご相談	1 時間	司法書士

◎相談場所 大田区社会福祉協議会 相談室（大田区社会福祉センター5階）

◎予約の電話 03-3736-2022

◎所 在 地 大田区西蒲田 7-49-2